

佐伯 毛利藩史料について

橋 本 操 六

昭和五十年四月、旧佐伯藩主毛利氏の子孫である毛利高棟氏（一四代高範の次男）が、佐伯藩史料を佐伯市に寄贈された。文化遺産の散失が相次いでいる最近、誠に時宜を得た快挙である。心から謝意を述べたい。

この史料を調査する機会を与えられ、目録の作成に当たったが、目録の印刷部数に限度があり、なかなか入手し難いとのことであるので、本誌上を借りその一端を紹介することにした。

一、調査結果

調査で注目された事項をあげて結果にかえると、次のようになる。

(一) 藩で最も嚴重に保管されなければならない朱印状、領地目録、藩主に関する位記、口宣案等は、今回の調査物件中

最悪の保存状況であった。正文はほとんどなく写が中心であることは別にしても、湿損が著るしくまた包紙の紛失など、考えられない状況が明白になった。

反面、写であるにせよ四代將軍家綱以後十四代家茂までの朱印状（七代家継欠）が遺っていること。毛利家三代高尚以後十三代高謙に至るまでの位記、口宣案が紛失部分があるにせよまとまっていたことは幸であった。

(二) 大名間の交際関係文書は、一件書類ごとにとめられ、多いものは十数通が一つの包紙中に整理され、嚴重に粘貼りされた。多分江戸時代末期に整理されたものと推察される。全般的に最もよい保存状況であった。他の一紙ものもほぼ同様な状態であった。

(三) 簿冊類では、特別貴重史料として既に江戸末期頃に補修裏打ちされたもの一九〇冊が注目される。毛利氏の佐伯入部の時期決定に係る重要な史料が多い。特に海部地方の検地帳や指出帳のほか、生産物の改帳、水夫高帳などの基本史料や、天領日田玖珠両郡の代官として毛利高政が関係した名寄帳、物成帳、知行目録等は、歴史の空白を埋める貴重なものである。分類記号もスペシャルSを付して顕彰し

た。

なお、裏打ちされているものの、その後の虫損がかなり進行している。

(四) 御用日記以下の簿冊類は、湿損、虫損による損傷の顕著な「手日記」以外は全般的に保存状況は良好であった。恐らく「手日記」の保存場所は雨漏りなど湿気の一歩多い所にあつたと思われ、中には板状になり紙数の確認すらできないものもあつた。

(五) 明治関係資料は損傷もなく全般により保存状況であつたといえる。しかし藩庁史料と違って全く整理されておらず公私混同の状態で多種多様の史料が混在していたため、特に一紙ものの史料の処理に苦慮した。

(六) 内容的には、次に説明するS分類のもの以外では、毛利藩が実に裕富であつたかを知らせられた。廃藩当時歩質蔵の中に作られた秘密の穴蔵には二万五千両余が隠されており、士族には一律百二十両、卒族に七十両あて配分し、菩提寺養賢寺に五十両を贈っている。

士族授産では、有慶社が組織され、旧家老が社長となつてゐる。有慶銀行のほか、木材、竹材、魚市場、養魚場等手

広く出資経営に参加している。また私学鶴谷学館の設立など他藩に比較してみる必要がある特異な藩であつたことが、これら史料によって究明されるであろう。

二、調査物件の概要

昭和五十一年度から五十三年度にかけて調査した史料を分類ごとにまとめると次表のとおりである。

分類記号	内 容	51年度調査点数	52年度調査点数	53年度調査点数
A I	朱印状、領知目録	寛文～天保 3 1	7	1
A II	自領、他領	享保～ 1 5 8	延享～ 4 5	1
A III	天領、預領	天明～ 6	2	—
B I	位階、勲等	慶安元～安政66	—	—
B II	藩侯自身に関する事	寛保～嘉永 5 6	3 8	1 4 4
B III 1	交際 立 花	弘化～ 6 0	1	1
" " 2	大 村	弘化～ 1 0 1	1	—
" " 3	細 川	嘉永～ 5 7	2	—
" " 4	堀	安政～ 3 1	1	—
" " 5	鍋 島	嘉永～ 3 2	1 7	—
" " 6	宗	享保～ 1	—	—
" " 7	藤 堂	安政～ 1 2	2	—
" " 8	京 極	嘉永～ 5 2	1 0	—
" " 9	山 内	天保～ 1 3	1	—
" " 10	大 関	嘉永～ 2 8	2	—
" " 11	織 田	万延～ 1 1	6	1
" " 12	五 嶋	安政～ 2 1	1	—
" " 13	山 城	1 1	1	—
" " 14	南 部	天保～ 1 5	1 0	3
" " 15	分 部	3	—	—
" " 16	片 桐	天保～ 2	—	—
" " 17	松 平	3	—	—
" " 18	九 鬼	嘉永～ 2	1	—
" " 19	秋 月	1	1	—
" " 20	松 浦	1	—	—
" " 21	相 良	1	—	—
" " 22	高 力	文政 4	—	—
" " 23	久留島	弘化 1	1	—
" " 24	森	1	—	—
" " 25	津 留	—	9	—
" " 26	新 城	—	2 8	—
" " 雑	一 般	—	3 1	1 3
B IV	一般文書	享保 8 8	8 5	1 8
C	勤 役	—	2 3	3

D	I	領内行政		95	2
D	II	政府、通達		-	-
D	III	御用日記		延宝2年~578	1
D	IV	郡方、町方御用日記		正徳5年~146	
D	V	御仕置帳		享保8年~88	
D	VI	手日記		宝永元年~61	
D	VII	在所日記		享保6年~23	
D	VIII	海陸日記		宝永2年~20	
D	IX	御馳走日記		延宝3年~6	
D	X	江戸、在所往来用向覚		享保10年~47	
D	XI	藩政記録雜			17
E		藩財政		享保17年~23	20
F		法制、法令		享保6年~27	33
G		軍事		享保8年~23	11
H		藩士		文政11年~9	22
H		御礼之次第		慶安5年~6	
I		武学		安政6年~11	10
J		遊芸			
K		地誌		寛政7年~2	2
L		寺領支配		元治2年~3	9
M		絵図		文化8年~11	15
N		漁業(漁市場)			明治 17.6
O		毛利家会証(1)			" 110
P		毛利家会証(2)			" 102
Q		有慶社			" 76
R		警露館			" 47
S		特別貴重史料		190	5
T		鶴谷学館			明治 59
雜		江戸時代雜		22	" 23
明雜		明治時代雜			" 84
計			869	1717	1008

S 前述のとおり特別貴重史料として顕彰した。佐伯藩成立過程を知る貴重なものである。この項目についてだけは、後に詳しく述べる。

A I 藩にとって最も重要な朱印状、領知目録。全てが写であるが貴重である。三十九点 寛文ノ

A II 佐伯藩領と臼杵藩領にまたがる津久見村奥河内山論に關する史料が中心。二〇四点 享保ノ

A III 初代毛利高政の弟吉安の分知十ヶ村二千石が、三代高尙の家督相続を機に吉安から幕府に返上され天領となつた。その二千石に關するもの。八点 天明ノ

B I 慶安元年十二月四日の三代高尙あて後光明天皇口宣案以下十三代高謙までの口宣案や位記、補任状等。六六点

B II 藩主及び一族に關する起請文、家督、縁組等多種多様二三八点 寛保ノ

B III 大名間の交際史料。立花六二、大村一〇二、細川五九、堀三二、鍋島四九、宗一、藤堂一四、京極六二、山内一四、大関三〇、織田一八、五嶋二二、山城一二、南部二八、分部三、片桐二、松平三、九鬼三、秋月二、松浦一、相良一、高力四、久留島二、森一、津留九、新城二六、

雜四四点。

B IV 八代將軍吉宗の征夷大將軍宣下写、勅使下向、下田条約、アメリカ条約写、合衆國書翰写などの一般史料。

一九一点 享保ノ

C 參勤交代、警衛等勤役關係。二六点。

D I 郡廻り、公事方裁許等。幕末高猷（高標）が佐伯文庫の一部を將軍家に献上するに當つて、明石大助が宰領として輸送する際の道中継人馬伺書等注目すべき史料が含まれる。九七点。寛延ノ

D II 政府、通達

D III 御用日記。五七八冊。延宝ノ 一部散失あり。

D IV 郡方町方御用日記。一四六冊。正徳ノ 一部散失あり

D V 御仕置帳。八八冊。享保ノ

D VI 手日記。六一冊。宝永ノ

D VII 在所日記。二三冊。享保ノ

D VIII 海陸日記。二〇冊。宝永ノ

D IX 御馳走日記。六冊。延宝ノ

D X 江戸在所往來用向覚。四七冊。享保ノ

D XI 藩政記録雜。御用日記等破損部。一七点。

E 藩財政に関するもので、損毛、飢饉、推葺作方、御小納

戸勘定覚、金銀吹改等経済動向関係史料。四三点。享保

F 家内法のほか、一般法令に関する触、覚など。六〇点

享保

G 具足、狩猟、海岸防禦等特定事件に関するもの、および

軍事一般に関するもの。三四点。享保

H I 家中分限帳など藩士に関するもの。三一点。文政

H II 正月等祝祭礼式に関するもの。六点。慶安

I 弓術、銃隊操練の武芸のほか、神当流管天之巻など芸能

に関するもの。二一点。安政

J 遊芸関係。〇点。

K 佐伯藩領内の産物や、海辺付村順書などの地誌。四点。

寛政

L 棟札写、読経次第写等。寺領支配には直接結びつかない。

棟札写は永正年間のもの。一二点。元治

M 絵図。二六点。差図等も含む。文化

N 魚問屋、魚市場、養魚場等水産物関係の史料で、有慶社

支店として経営された。一七六点。明治

O 毛利家会計帳簿類。一一〇点。明治

P 毛利家会計帳類。一〇二点。明治

Q 有慶社関係史料。銀行、木材、竹材等。七六点。明治

R 毛利氏の佐伯における住宅警露館に関するもの。

四七点。明治

T 私学鶴谷学館に関するもの。五九点。明治

雑 江戸時代のもので、分類項目に入れがたいもの。四五点

明雑 明治時代の雑文書、簿冊等。八四点。

三 調査物件とその性格

分類項目S、即ち特別貴重資料を通して、佐伯藩、毛利氏

の動向にふれて、佐伯藩史料の価値の一端を紹介したい。

(一) 佐伯入部以前の毛利氏

家伝によると、もとは宇多源氏で、佐々木六角大膳大夫満

綱の子、備中守高久が三井出羽守藤原乗定の養子となり、近

江国愛智郡^{えち}鯉江に築城、これより藤原姓鯉江と称するように

なったと伝える。

六代の孫備前守定春は、鯉江庄のうち森村に移り、森氏を

名乗るが、高政の時代に毛利に改姓した。改姓の理由は、羽

柴秀吉と毛利輝元とが、備中国高松において対峙した際、織

田信長の本能寺の横死を知り、秀吉は人質を交換して和睦を

計った。秀吉側の人質に指名されたのが森勘八郎高政と、その弟兵橋吉安である。

その時、毛利輝元が秀吉に対し、毛利と森とは同訓であるので毛利と改姓させてはと提案し、高政は秀吉の命により毛利に改めたという。（『寛政重修諸家譜』）。

ここで、毛利氏の略系図を示すと次のとおりである。

高久一尚昌・義堯一為定・定秀一定春・政次一高次 慶長二年二月三日卒
 ①高政一勘八郎・民部大輔一高成 摂津守一高尚（直） 伊勢守
 ④高重一安房守・高久一島から養子 駿河守一久留 高定（慶） 島から養子
 ⑦高一通 摂津守一徳高（高丘） 周防守一高猷（標） 和泉守
 ⑩高一聰（美濃守・高誠）
 ⑭高一範（美濃守・伊勢守）
 ⑮高一範（美濃守・伊勢守）
 ⑯高一範（美濃守・伊勢守）
 ⑰高一範（美濃守・伊勢守）
 ⑱高一範（美濃守・伊勢守）
 ⑲高一範（美濃守・伊勢守）
 ⑳高一範（美濃守・伊勢守）
 ㉑高一範（美濃守・伊勢守）
 ㉒高一範（美濃守・伊勢守）
 ㉓高一範（美濃守・伊勢守）
 ㉔高一範（美濃守・伊勢守）
 ㉕高一範（美濃守・伊勢守）
 ㉖高一範（美濃守・伊勢守）
 ㉗高一範（美濃守・伊勢守）
 ㉘高一範（美濃守・伊勢守）
 ㉙高一範（美濃守・伊勢守）
 ㉚高一範（美濃守・伊勢守）
 ㉛高一範（美濃守・伊勢守）
 ㉜高一範（美濃守・伊勢守）
 ㉝高一範（美濃守・伊勢守）
 ㉞高一範（美濃守・伊勢守）
 ㉟高一範（美濃守・伊勢守）
 ㊱高一範（美濃守・伊勢守）
 ㊲高一範（美濃守・伊勢守）
 ㊳高一範（美濃守・伊勢守）
 ㊴高一範（美濃守・伊勢守）
 ㊵高一範（美濃守・伊勢守）
 ㊶高一範（美濃守・伊勢守）
 ㊷高一範（美濃守・伊勢守）
 ㊸高一範（美濃守・伊勢守）
 ㊹高一範（美濃守・伊勢守）
 ㊺高一範（美濃守・伊勢守）
 ㊻高一範（美濃守・伊勢守）
 ㊼高一範（美濃守・伊勢守）
 ㊽高一範（美濃守・伊勢守）
 ㊾高一範（美濃守・伊勢守）
 ㊿高一範（美濃守・伊勢守）

毛利高政が豊後に関係する初見の史料である『寛政重修諸家譜』によると、「(天正)十五年三月十五日旧領をあらため、加増ありて豊後国日田玖珠二郡のうちにおいて二万石を領し、日田郡隈の城主となる。このとき弟吉安に二千石をわかち与ふ。文禄元年太閤の命をうけ軍奉行となりて朝鮮に渡海し、のち帰国す。四年九月太閤より領知の判物をたまふ……中略……(慶長)五月石田三成が催促に応じ、大阪城に

はせ集るといへども、そのうち東照宮の御麾下に帰降し、六年四月五日所領を豊後国海辺郡のうちにうつされ、佐伯城を賜ふ。……九月二十三日片桐且元奉書をもって命をつたへ日田玖珠両郡を預けられ、其地の郡代たり。……とみえる。ここにみえる天正十五年三月という時は、大友氏と島津氏の対立の時代で、豊後は天正十四年暮から十五年春にかけて島津勢に席捲されていた直後である。

大友宗麟の援軍要請に応えた秀吉が、天正十五年三月出陣したため、島津勢は退却し、五月に秀吉との間に和平が成立した。九州平定後、秀吉は大友義統に豊後一国を安堵する。

この状況の中で、毛利高政が日田、玖珠二万石を得たとは考えられないし、関係史料の存在も聞かない。毛利高政が日田、玖珠に関係するのは、大友氏改易後、太閤検地が実施された文禄二年から三年にかけてのことであるとするのが妥当である。

(二) 日田・玖珠と毛利氏

文禄二年、大友吉統は文禄の役においての行動が原因して除国され、毛利輝元に預けられた。秀吉の蔵入地となった豊後国には、文禄二年から三年にかけて、隈(日田)に毛利高

政、高田に竹中重利（重成・隆重）、岡（竹田）に中川秀成を配し、残りは蔵入地として太田一吉（政之）、熊谷直陳（直盛）、早川長政（敏）、垣見一直（寛家純）を代官に任命したという。「温故知新録」（佐伯藩の手によって完成された藩史）によると、

豊後国日田郡之内、高二万石附所せしめ畢、内千石は父九郎左衛門、二千石は弟権六に配分せしむ、残り一万七千石は軍役相勤め領知すべき也。

文禄四乙未年九月日

毛利民部大夫殿

とみえる。これは秀吉の朱印状であるが、正文も案文も伝わらないし、真偽の判断もつきかねる。高政は文禄の役では舟奉行として参戦していたので、帰国後の文禄四年に隈城主を拜命したものであろう。

父九郎左衛門の千石、弟権六吉安の二千石の所領地を詳細に示す史料はないが、毛利家筆頭家老戸倉氏に与えた知行五百石は判明する。

豊後国日田郡之内

一 百九拾壹石壹斗六升七合八才八大山庄之またね村分

一 百拾壹石三斗一舛四合八勺六才八 同庄之中山村分

一 百八拾五石九斗七舛式合六才八同庄おきり畑村分

一 拾壹石五斗四舛五合三勺者 同庄下かたせこ村之内

都合五百石分令扶助記、永代全可領知候、如件。

文禄五年

民部大輔

五月十九日

友重在判

森織部とのへ

（『大分県史料第二六巻』『毛利高棟文書』）

戸倉氏について、『佐伯市史』は、「天正七年（一五七九）十月、秀吉は三木城の別所長治を攻囲したが、高政はこの攻城戦に参加、奮戦して負傷した。別所氏の待大将戸倉重基はかねて高政と親交があったが、落城にあたって遺児金吾を秀吉の陣におくり、後事を高政に托した。金吾とは、後の佐伯藩筆頭家老戸倉織部行重のことである。」としている。

新しい包紙に「戸倉六郎兵衛先租之感状等之写五通」とあるところから、戸倉氏は森氏を称していたことがしれる。

また、『市史』は友重は毛利高政の実名であるとするが、

『九州天領の研究』では、「豊後日田永山布政史料」を引用して、「日田の番代として関ヶ原の役以前は、高政の父毛利

友重をあげ、慶長六年以降は家臣の毛利隼人佐をあげている」としており、注には、「毛利友重の通称は九郎左衛門、ただし寛政重修諸家譜は高次とす。」とある。

高次が友重であったとする史料を知ることができないが、高次の卒年が慶長二年二月二日であるということからみれば友重が慶長三年八月十五日付けで森織部Ⅱ戸倉行重に発給した知行充行状は宙に浮くことになる。

また高次が民部大輔であったとする史料も欠け、領主高政を差しおいて父の権力で知行充行がなされたとは考えられない。とすれば友重は毛利高政の実名とする『佐伯市史』の説が妥当である。

慶長二年二月二十一日、高政は秀吉から「先手之衆為御目付」として、毛利豊後守重政、竹中源介隆重、垣見和泉守一直、早川主馬首長政、熊谷内藏丞直盛らと共に、慶長の役の出陣を命ぜられた。南原城合戦では、四十一の頸を討捕しているし、朝鮮軍の大船（番舟）へ討入り、自身も二ヶ所の手負いをうけた後、海中に打落されている（「毛利高棟文書」）。

また、高政は民部大輔友重名で、一番頭の手柄を立てた森織部Ⅱ戸倉行重に高麗合戦の恩賞を充行っている（「毛利高

棟文書」）。

慶長六年高政は家康によって佐伯に封せられるが、日田、玖珠との関係はつづいた。

慶長六年九月二十六日の「慶長六年 豫州替御知行所」によると、玖珠郡すか（菅）原村、あハの（粟野）村、そこたい村、中山田村、小田村、おかへり（魚返）村、戸畑村、つかわき（塚脇）村、大畠村の一万二千八百八十二石三斗五舁と、日田郡いて（井手）村、竹田村、くくり（求求里）村、城内村、入津村、石井村、高瀬村、雲珠村、馬原村、中山村、由木村、五馬村、ままかね（万々金）村、大野村、とち（栃）原村、たうの尾（堂尾）村の一万五千七十石八斗四合、合計二万七千九百五拾三石一斗五舁について、次のように預けられている。

右当座之為御藏入被成御預ケ条、百姓等御仕置被仰付可有御取納候、重而御意之趣候者可申入候、以上、

慶長六 九月廿六日 片桐市正 判

毛利民部大輔殿

（「佐伯藩史料S9」）

このように、佐伯入部後も日田、玖珠二郡のうち、二万七千九百五十三石一斗五舁を預けられている。また、「慶長七

年分、豊後国玖珠郡、日田郡御倉入 目録 御代官毛利伊勢守とあるように。毛利高政が代官として支配していたことも裏付けられる(同S 11)。

このほか、慶長四年玖珠郡飯田郷書曲(かいまげ)村名寄帳(同S 3)、慶長五年分兩津江田島物成帳(同S 4)、慶長七年豊後国日田郡、玖珠郡御預米帳(同S 10)などがある。

三 佐伯入部と毛利氏

関ヶ原合戦で西軍から東軍に通じた毛利高政は、慶長六年四月隈から佐伯一万九千石(二万石ともいう)に転封させられた。太閤蔵入地は没収され、豊後には臼杵稲葉氏、日出木下氏、森久留嶋氏が新たに入部してきた。

毛利氏入部以前の佐伯地方について『佐伯市史』は「佐伯は公領になったものか明確な記録がない。しかし慶長二年太田一吉が臼杵藩主になったとき、佐伯を併領したという説もあり、慶長五年九月黒田如水が東方軍として豊後の西軍諸城を攻略したとき、高政の所領佐伯、角牟礼(玖珠郡)日隈(日田郡)の三城の攻撃を家臣に命じている(黒田如水軍記)ことから、慶長五年以前、少なくとも文禄五年高政が日田、

玖珠二郡の公領を預っていた時点で、榑牟礼城も何かの形で高政の支配下にあったように思われる。」としている。

十時英司の「大分県旧藩領域図」には、「文禄三年毛利(森)高政佐伯城二万石(外ニ玖珠日田二郡に管せあり。文禄四年日田隈城主となる)。慶長六年高政は徳川家康より佐伯に封ぜられ(一万八千石)榑牟礼の古城をすて、新に鶴谷城を築く。玖珠日田代官如旧。(床田、樫田二村弟吉安分封)。元和二年玖珠日田を石川総輔に渡す。慶長六年来島康親に有田郷四千石をゆずる。保戸、赤河内、戸次庄十九村毛利高政領となる。」と説明する。なお戸次庄十九村が毛利領となつたとするのは十時氏の誤りである。

以上二説をまとめてみると、毛利氏が佐伯に入ったのは慶長六年説と、文禄三年説に大きく分けられる。その点について、佐伯藩史料の關係するものをあげると次のようになる。

まず、慶長二年三月十一日の佐伯庄大坂本内八戸村御検地帳(佐伯藩史料S 1)、同年月日のものと思われる佐伯庄大坂本内備後村御検地帳(同S 2)が、佐伯藩史料中に遺されている。検地帳差出者は両者とも松田清右衛門と長江二郎助の二名である。毛利氏の入部が慶長六年を最初とすれば、こ

の検地帳は他所から譲られたものか、あるいは領内から写の提出を求めたのか、または、毛利氏が蔵入地佐伯地区の代官をしていた時に検地をしたものということになるであろう。

次に久留嶋康親に有田郷四千石を譲ったとする点については、慶長六年九月七日付けの「豊後国之内御知行方目録 来嶋右衛門市」（同S8・9）がある。全文を掲げておく。

御知行方 目録

一百九拾貳石貳斗四舛 豊後国日田郡一野瀬村

一百八拾貳石壹舛八合 同 野保手村

一百四拾七石貳斗六合 同 堤村

一貳百九拾石八斗壹舛 同 池辺村

一百四十九石七斗八合 日田郡 夕田村

一百三拾貳石三斗貳舛 同 石松村

一百四拾石六斗三舛四合 同 もろとミ村

一百三石 同 長尾村

一百六拾石六斗六斗 同 羽田村

一百四十五石三舛 同 (月出山) ぐわんたう村

一八拾貳石八斗壹舛三合 同 城内村之内

一七拾六石六斗三舛 玖珠郡古後村

一千百九拾八石九斗四舛五合 同 あやかき村

一六拾貳拾五石三斗五舛 同 大田村

一六拾九拾四石八斗三舛四合 同 平井村

一貳千九拾壹石七斗七舛 同 保足村

一千貳百三拾壹石七斗三舛 同 森村

一千百三拾三石壹斗四舛二合 同 日出生村

一貳百九拾三石三舛 同 松か根村

以上八千六百六拾五石四斗三舛三合

一千百貳拾八石三斗五舛九合 速見郡霧見村

此外百貳拾五石九斗貳舛 地震川成

一九百三石八斗貳舛七合 辻間村

此外五拾壹石六斗五舛 地震川成

以上貳千三拾貳石壹斗八舛六合

合壹万四千石

右為与州替知被遺候間、可有御知行候、御朱印重而申請可進之候、以上、

慶長六年

片桐市正

以上三千八百貳石三斗八舛

九月七日

判有

なお、S9は差出者が片桐市正、賀藤与左衛門、坂倉口右衛門尉となっている。

日田郡有田四千石というのが、前半部の三千八百式石三斗八舛のことを指すものと思われる。

以上の慶長六年初めて佐伯に入部したとするには、否定的な史料が多い。今後の研究課題となると思われる。

四 佐伯入部と検地

慶長六年佐伯に入った高政は、佐伯庄戸穴村に対し指出帳の作成提出を命じた（佐伯藩史料S5）。それは慶長六年五月二十七日の「御内入時代 海部郡佐伯庄戸穴村指出帳 ひあな村吉右衛門」で、大戸穴村以下十六村二三〇二石一斗一舛八合六勺とある。高政はこの指出の提出を命ずると共に、文禄二年山口玄蕃によって実施された太閤検地の写をも提出させた。

それは、慶長六年六月十七日の「山口玄蕃殿御検地指出帳」（同S6）で、S5の十六村のほか、蒲江浦一村の田方を加えた十七村一七四三石六斗二舛四合となっている。

この両者の差は、五五八石四斗九舛四合六勺で、文禄検地

を約六〇〇石上廻った指出となっている。

差出者は両方とも、戸穴村庄屋吉右衛門、大戸穴村清次郎、海崎村新兵衛、狩生村善右衛門、津井村六兵衛、浅海井村喜右衛門の六名である。

さて、佐伯藩の検地について、佐藤満洋氏は、『大分の歴史』（大分合同新聞社刊）に「慶長二年当時の佐伯は太閤蔵入地で、代官は不明である。しかし太田一吉が慶長二年に大野郡の代官から臼杵三万五千石の大名に任命された時、海部の蔵入地は大名預け地として代官を兼任したことも考えられる。この年の佐伯庄の検地帳で現存するものは大坂本郷の備後村と八戸村のものだけで、内容が文禄検地の村位別石盛を継続しているところから、太田一吉が海部郡の蔵入地代官を兼ねていたため、臼杵領を含めて海部郡一円の太閤検地を行った結果ではないか」とする。

この説によると、八戸村（S1）と備後村（S2）の検地は、臼杵藩主太田一吉が実施したことになるが、何故その検地帳が佐伯藩史料の中に存在するのであろうか。それは「竿入れ検地を実施する時間的余裕がなかったからか、文禄二年の検地帳の写を差出せる差出検地に代えることにしたのであ

る」と断言し、更に「幸いに佐伯庄には上述のように慶長二年の検地帳の写を徴収すれば、当面の年貢、夫役、徴発は可能と判断したものであろう。」とする。

写であるとすれば、「山口玄蕃殿御検地指出帳」(S6)とか「竹浦組御指出 山口玄蕃殿御帳」(S7)とかのような写であることを示す文言があるのが当然であると思われる。

しかし、八戸村と備後村のそれは、太田一吉が検地したことを暗示する文言は全く見当らない。

松田清右衛門と長江次郎助なる人物の性格を知る史料がないため、この検地が誰れによってなされたのか判断しかねるが、毛利高政が日田隈城主として蔵入地佐伯地区を預っていたこととの可能性をも暗示させる。検地の実施については、写を差出させる差出検地をもって検地にかえたとするが、慶長六年五月二十七日のS5と、玄蕃帳S6との間に六〇〇石近い差のあることはどのように解釈すべきであろうか。当然毛利氏独自の検地を裏付けるものである。

慶長十六年には、「再び検地帳の差出しを命じている。新開田畑を書き加えたものであろうが、この時も検地帳の表紙には「山口玄蕃竿水帳、鶴谷組差出帳」のように、玄蕃帳の

写であることが記載されているので、佐伯藩独自の検地はまだ行われていないことがわかる。また同時に玄蕃帳を基本としてしていることは、文禄検地の村位別石盛制も継承されていたと考えてよいであろう。この年の検地帳で村名のわかっているのをあげると、横川村、鶴谷村、中野村、下野村、海崎村の五か村だけであるが(佐伯藩旧記目録)、一応慶長十六年の検地の様子を知ることができよう」とする。

検地に関する史料をあげると、今まであげた史料のほかに「慶長十年七月十日、豊後国玖珠郡、海士部郡之内御検地目録、毛利伊勢守(S13)」「慶長十六年六月九日戸穴ノ内海崎村指出之帳 山口玄蕃竿(S28)」「慶長十六年六月十日中野村指出之帳 山口玄蕃竿(S29)」「慶長十六年六月十日下野村指出山口玄蕃竿(S30)」「同年月日の「鶴谷組指出山口玄蕃竿(S31)」「慶長十六年六月二十四日豊後国海部郡、玖珠郡、日田郡之内御検地目録之帳(S32)」「慶長十六年(月日未詳)の「山口玄蕃竿水帳目録横川村(S36)」「慶長十七年三月十一日佐伯庄大坂本之内黒土村地割帳并海部郡之内伊勢守領分御検地差出帳(S38)」「慶長年間のも」としてあげられる。

この他元和元年と二年の、葛原村(S 77)、因尾村(S 78 81 82 83)、慶安五年上直見村(S 176)、万治二年大船掛村屋敷村(S 177)がある。

まずS 13は木立村以下二十三村一万九千石、S 32は拝領分一万九千石、S 35も二十三村一万八九九石の目録である。S 28、29、30、31は、S 32(十六年六月二十四日)の内訳であるが、佐藤氏は玄蕃竿と記されていることから、文禄二年の検地帳の写であるとする。しかし、これは玄蕃竿を使用して竿入をした差出帳とみるべきであろう。

また、村名のわかるものとして、五か村をあげているが、S 35の横川村というの是一万九千石の検地帳目録の最初に記載されている村名であって、その中には二十三か村全部が記されている。また、鶴谷村、中野村、下野村、海崎村の四村は、S 32の検地目録作成に当って提出させた指出帳の現存するものにほかならない。

終りに

以上、佐伯藩史料は、今まで唱えられて来た佐伯藩の歴史をかなり訂正させる史料であることが判明する。

約三千点に及ぶ史料のうち、S分類の慶長年間のものの一

部だけを利用して、その内容を検討しただけでも多くの問題点が解明されると考えられる。

三か年にわたった調査が終了し、これが公開され研究に供されることは調査員一同の喜びとするところである。

(大分県総務課主幹)